

盛岡広域振興局長告示第80号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成27年10月23日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 名称 岩手町川口特定猟具使用禁止区域
- 2 区域 岩手郡岩手町地内の国道4号と町道川口北線との交点を起点とし、起点から国道4号を北東に進み町道川口野原線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道国見線に通じる農道との交点に至り、同点から同農道を南東に進み町道国見線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道秋浦線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道境田山道線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道草桁線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み一般県道岩手川口停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道藪川川口線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道川口北線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具 銃器